

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 62

編集委員 渡辺秀樹

事実婚、婚外子の増加、夫婦別姓や同性婚の要望…。近年、結婚や家族の形の多様化が進んでいる。旧来の法律や制度が対応できず、不平等を生む場合もある。「法の下の平等」の理念は「人権の歴史において、自由とともに、個人尊重の思想に由来し、常に最高の目的とされてきた」(岸部信誓著「憲法」)。第7部は、憲法を武器に不平等解消へ立ち上がった人々と司法の向き合い方を追う。

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない ①

2005年7月、東京地裁の法廷。フィリピン国籍の少女ジュリアン(名前表記は当時)が緊張した表情で裁判官たちの前に立つて訴えた。

「私は日本で生まれ日本で育っています。日本の学校に通っています。小学校6年生です。毎日、楽しく学校に通っています。友達もたくさんいます。お母さん(フィリピン国籍)は働き者で

私たちがみたいに日本で生まれ育つて、お父さんも日本人なのに、なぜ日本国籍がもらえないのですか。お父さんとお母さんは結婚していません。何があつたか分かりません。私は学校にいる人と変わりません。私の性格、考え方、日本人です。国籍をく



11歳で国籍確認訴訟の原告になったジュリアン(名前表記は当時)。現在29歳で1児の母=ことし8月上旬、大阪市



7歳で原告になったマサミ(名前表記は当時)は現在、26歳で2児の母=ことし7月下旬、福岡市

だとい

翌06年9月、控訴審の東京高裁の法廷では、ジュリアンと同じ境遇のマサミ(同)が弱冠8歳で証言台に立った。話すことをあらかじめ紙に書いて一生懸命覚えた。

「私は学校で『外国人、外国人』と言われる時、とてもつらいです。私は自分のことを外国人だと思っていない。日本人と呼ばれるだけです。皆と同じになりたいです。私の気持ちを聞いてください。私と同じ気持ちでいるたくさんの子どもたちの声を聞いてください」

この時、マサミは泣いていた記憶がある。子どもが原告になり、法廷で意見陳述する異例の裁判。それはやがて法改正へとつながっていく。

1980年代から日本に働きに来るフィリピン女性が急増していた。パパなどで働く女性たちは客の日本人男性と親しくなり、両者間に生まれる子どもの数も増加した。しかし、男性が既婚だったりして女性が結婚できないケースが多かった。

国籍法は、外国人の母親と日本人の父親の間でできた子どもについて、出生後に父親が認知しても両親が結婚していないと日本国籍の取得を認めない。国籍取得の要件である日本との結び付きの強さを、結婚の有無で測っていたからだ。このため日本で生まれ育ち、日本語しか話せないのに外国籍になっている子どもは当時、約5万人もいると推計されていた。ジュリアンやマサミもそうした子どもだった。

日本国籍がないと、在留資格を定期的に



提訴後の母子の記者会見でフィリピンのパスポートを掲げるマサミ(2005年4月、東京・霞が関の司法記者クラブ)

子どもの国籍確認訴訟(上) 「なぜ日本人じゃないの」法廷で訴え

更新しなければならず、出入国が制限される。大人になった時に国家公務員になれないなど就職も制限されるほか参政権もないなどの不利益がある。子どもにとっては日本人と自覚しているのに日本国籍ではないというアイデンティティー(自己同一性)の問題が劣等感などを生みやすく、いじめの対象になることも少なくなかった。

マサミは東京の小学校低学年の頃、同級生の男子たちから「国へ帰れ」と言われたり、「フィリピン人、フィリピン人」とはやし立てられたりした。26歳になった今も脳裏に焼きついている。

東京の弁護士、近藤博徳(60)は弁護士登録して間もない90年代初め、バンクラデシユから来日して建設現場などで働いていた男性が日本人女性と結婚したもののオーパスティ(在留期間超過)で強制送還されるようになっていた案件を担当した。当時、あまり知られていなかった在留特別許可を申請して男性を救うことができると、外国人問題の相談が多数寄せられるようになった。

その中で日本人男性との子どもを出産したものの結婚できず、養育費も払わずに困窮しているフィリピン人女性が多いことを知る。仲間の弁護士らと父親捜しや子どもの認知、養育費請求、在留特別許可の申請に奔走した。

「これらが解決すれば法的支援としては一段落だった」と近藤。ある時、フィリピン人の母親から疑問を突きつけられる。なぜ父親が日本人で認知もされているのに子どもの日本国籍が取れないのか

最初は、法律で決まっているから仕方がないと考えていた。「なぜそんな法律になっているのか」という母親の訴えに気づかされた。

両親が結婚しているかどうかで、子どもが日本国籍を取得できるかが区別される理由はないはずだ。国籍法の規定は法の下の平等を定めた憲法に違反するのではないかと。

母子とともに国籍法の違憲性を問う闘いが始まった。

〈次回から日曜日の第三社会面に掲載します〉 (敬称略)

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 63

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的關係において、差別されない

②

フィリピンから日本に働きに来た女性たちが日本人男性との子どもを産んだものの、男性と結婚できずに苦境に陥るケースが増していた1980〜90年代。こうした母子を支援するためのNGO「JFC(日本・フィリピン人間の子ども)を支えるネットワーク」が94年に誕生した。支援対象者の中には、子どもの出生後、日本人の父親に認知されたのに、両親が結婚していないため国籍法の規定で日本国籍が取れないケースが30件あった。ネットワーカーが母親たちに国籍確認訴訟への参加意思を尋ねる手紙を送ると、9組が応じた。5歳から11歳までの子どもたちを原告、母親たちを法定代理人親権者として、日本国籍を求める訴訟を東京地裁に起こしたのは2005年4月だった。

訴えた内容は、日本人を父とする非嫡出子(婚外子)に限って、日本国籍を取得できない国籍法の規定は、非嫡出子に対する差別であり、憲法14条に違反する」ということ。「子どもたちの力で決することできないことによって差を設けるべきではない」

7人の原告弁護団の団長を務めた近藤博徳(60)。「事実関係に争いはなく法律論で判決が出るが、その結果に人生を左右されるのは子ども。生の声を聞いてほしい」と子どもや母親を前面に出す作戦をとった。一番で子ども1人と母親3人、二番では子ども3人と母親1人がそれぞれ法廷で意見陳述し、日本国籍がないことの苦しさ

を訴えた。母子は廷外でも日本国籍を求める活動に駆け回った。

7歳で原告になったマサミ(26)名前表記は当時。子どもの頃の休日の記憶は遊んだことではなく、母との署名集めで占められている。母の仕事が休みの日曜日は決まって、各地の教会に行き信者たちと問題を訴えた。フィリピン人の集まりがあると聞けば、署名用紙を持って出かけた。教会では子どもたちの寸劇を披露したこともあ



原告弁護団長を務めた近藤博徳。子どもたち自身を主役にする戦術をとったこととして7月下旬、東京都新宿区

違憲判決から一転「司法の限界」

子どもの国籍確認訴訟(中)

る。このほか街頭に立つて署名集めをした母子もいた。集まった署名は3千人余に上り、判決期日までに裁判所に提出された。東京地裁は母子の期待に応えた。提訴から約1年後の06年3月、原告側の訴えを全面的に認め、日本国籍を確認する判決を出した。

裁判長は、のちに最高裁判事を務める菅野博之現弁護士。判決で強調したのは、時代の変化である。「国際化が進み、価値観が多様化し、家族の生活態様も一様ではない。子どもとの関係もさまざまな姿容を受けていることからすると、法律上の婚姻という外形を採ったかどうかだけで一律に判断することは現実に符合しない」

両親の結婚で日本との密接な結合が生まれ、国籍を付与する合理性があるとする国側の主張を退け、国籍法の規定は「合理的根拠に基づくとはいえず、憲法14条に反する不合理な差別である」と結論つけた。近藤は「パーセント満足できる判決だった」と振り返る。原告席にいたマサミも「判決の意味は何となく分かった。これで日本人になれる。ずっと日本にいられるんだ」と思い、涙が流れたという。

しかし、喜びは長く続かなかった。国側の控訴を受けた東京高裁(裁判長・宗宮英俊)が翌年2月、「司法の限界」を示して二審判決を取り消し、原告の請求を棄却したからだ。「限界」とは次のようなことである。

「仮に(両親の結婚という)要件が憲法14条に違反し無効であるとしても、それで非嫡出子が認知と届け出だけで日本国籍を取得できると解釈することは、法に定めのない要件を実質的に創設することになる。裁判所が国会の本来の機能である立法を行うことは許されない」

近藤は「日本に住みながら国籍を得られず不都合を受けている子どもたちに全く思いを致していない」と強く反発。原告の子どもたちは上告する。

最後のステージ、最高裁では長野県出身の裁判長が鍵を握ることになる。

(敬称略) <日曜日に掲載します>



控訴審で敗訴し、悲しげな表情で記者会見する原告のマサミ(左から2人目)ら=2007年2月、東京・霞が関の司法記者クラブ

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 64

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

③

フィリピン人女性と日本人男性の間に日本で生まれ、暮らしているのに、両親が結婚していないため国籍法の規定で日本国籍が取れない子どもたちが、国籍取得を求めた訴訟。9人の子どもたちが先行して提訴し、同様に一審勝訴、二審敗訴した1人の男児の訴訟が最高裁で一緒に審理されることになり、原告の子どもは男女計10人になった。

2006年から07年にかけて上告され、最高裁で担当することになったのは第1小法廷(判事5人)。裁判長は長野市出身の才口千晴(85)である。

管財人として破綻企業の立て直しを多く手がけてきた「倒産弁護士」・豪放磊落で、フジオ番組の「テレフォン人生相談」に回答者として出演していた。2004年の最高裁判事就任時、「異色の判事」といわれた。

「人権、子ども、国籍。国家の存立に関わる大変な事件が来た」。才口は、国籍確認訴訟を担うことになった時の心境をこう振り返る。小法廷の審議では「5人の判事だけでは判断できない重大な人権問題」と主張。第2、第3小法廷を含めた裁判官会議で論点を説明し、大法廷に審議を移す「回付」をする合意を得た。

全15人の判事で審議する大法廷への回付は、新たな憲法判断や判例変更をする場合などに行われる。さらに原告、被告双方の意見を改めて聴く弁論が開かれることになり、違憲判決への原告側の期待は高まった。原告弁護士団は弁論で、子どもの代表として当時14歳で最年長だったジュリアンが意見陳述することを申請したが、却下された。

「最高裁は事実審ではなく法律審(法解釈の審理)だから」と才口は明かす。そこで弁護士団は、弁護士による陳述の中でジュリアンの意見を引用することにした。

「私は日本人なんです。堂々と胸を張って、自分に違和感なくこの日本で生きていきたいだけなんです。裁判官、どうか私たちの立場になって考えてみてください」上告人席で母と聴いていたジュリアンは涙をこらえることができなかった。才口の腹は固まっていた。「単純に、子



最高裁第1小法廷の裁判長を務めた長野市出身の才口千晴。大法廷で違憲判決を出すのに腐心した=ことし8月上旬、茅野市



国籍法の規定を憲法違反として、日本国籍取得を認める判決を受け、大喜びで最高裁を後にする母子。子どもたちの右から2人目がジュリアン、その左がマサミ(名前は当時の表記)=2008年6月4日

子どもの国籍確認訴訟(下) 「子は親を選べない」長野市出身の最高裁判事

は親を選べないということ。親が結婚していなかったら子が日本国籍を取れないなおかしいじゃないか

才口ら違憲派は一審東京地裁判決と同様、こう論理を組み立てた。「家族生活や親子関係に対する意識の変化や実態の多様化を考えれば、父母の結婚という国籍法の要件は今日の実態に適さない。不合理な差別で違憲。結婚要件は除かれ、原告は届け出の時点で日本国籍を得た」

しかし、行政官、検察官出身の判事を中心に根強い反対があった。「家族の生活状況に顕著な変化があるとは思われない」裁判で国籍を認めることは司法権の限界を超える。二審東京高裁判決を支持する意見である。

双方の主張は交わることなく、08年6月の判決を迎える。

主文 原判決を破棄する。被告人の控訴を棄却する。

大法廷裁判長の島田仁郎(最高裁長官) 裁判官出身が主文だけ読み上げ、判事らが退席すると、法廷に沈黙が流れた。そして判事たちが控室に入ると同時に「ウー」という大歓声が法廷から響いてきた。「何だろうかと島田。才口は答えた。「ようやく勝ったことが分かったのでしょう」

判決は、子どもたちの日本国籍取得を認めなかった高裁判決(原判決)をなかつたことにし、国側(被告側)の高裁への控訴も退けるという意味。つまり、国籍法の結婚要件を違憲として国籍取得を認めた地裁判決が確定する。島田や才口、伊那市出身の那須弘平(81) 弁護士出身の9人の多数意見だった。

法務省は直ちに法改正に着手。反対する街宣車が押しかける中、作業を急ぎ、未婚でも父親が認知すれば国籍を取得できるようにした改正国籍法がこの年の12月、国会で成立した。判決からわずか半年のスピード解決だった。

日本国籍になると名前に漢字使用が認められ、ジュリアンは樹里杏(29)になった。8歳の時に高裁で意見陳述したマサミは真美(26)に。「日本に安心していられるようになった」。2人は同じ思いを口にした。

〈次回は26日に掲載します〉 (敬称略)